

社会福祉施設等における 災害への備えについて

大阪府福祉部福祉総務課

社会福祉施設等における災害への備えについて

- 1 社会福祉施設等の被災状況の把握
- 2 社会福祉施設等におけるBCP(事業継続計画)の策定
- 3 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成
- 4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施
- 5 水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- 6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施
- 7 社会福祉施設における災害時の
施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

1 社会福祉施設等の被災状況の把握

厚生労働省様式(被災状況整理表)を用いて、
以下の報告フローで社会福祉施設等の被災状況を把握

【報告フロー】

- ①社会福祉施設等 → 施設所在市町村
- ②施設所在市町村 → 大阪府
- ③大阪府 → 国(厚生労働省)

施設所在市町村の報告先一覧及び様式(記載例)は、
府福祉総務課のホームページに掲載

2 社会福祉施設等における BCP(事業継続計画)の策定

利用者への支援等の重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるために、
BCP(事業継続計画)の策定が有効。

福祉部出先機関で策定しているBCP(地震災害想定)
を基に、作成のポイントとなる項目をまとめました。

【作成ポイント】

- ◆非常時優先業務
- ◆業務継続のための業務資源・環境の確保
- ◆業務資源確保等のための平常時からの対策

3 地震防災対策マニュアル

社会福祉施設等が地震や風水害の発生への備えや
発生した場合の迅速な避難などを定める防災マニュアル
を作成する際の手引書を作成

【手引書概要】

- ◆施設における地震防災対策の必要性について
- ◆平常時における地震防災対策
- ◆地震発生後の応急対策

4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害の発生に伴い、厚生労働省により通知

【通知概要】

- ◆「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」等の情報の把握(施設管理者等)
- ◆非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施(施設等)
- ◆計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等についての点検及び指導・助言(府及び市町村)

5 水防法等に基づく 避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律(平成29年6月19日施行)により、以下の①②をともに満たしている場合、社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ①浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存在している
- ②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの 策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、
以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ①津波災害警戒区域内に存在している
- ②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

7 社会福祉施設における災害時の 施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

災害時において、自らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間の応援体制整備のための手法である施設間応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめたガイドラインを作成

【ガイドライン概要】

- ◆社会福祉施設における災害時の施設間応援協定
 - (1)施設間応援協定とは (2)協定の目的と効果
- ◆施設間応援協定の内容
 - (1)締結主体 (2)協定内容
- ◆参考となる取組み

社会福祉施設等における災害への備え (府福祉総務課ホームページ)

The screenshot shows the official website of the Osaka Prefecture Government. The main navigation bar includes links for various departments like Education, Health, Environment, and City Planning. A central search bar is present. Below the navigation, a breadcrumb trail indicates the current page: 「ホーム > 福祉・子育て > 災害対策 > 社会福祉施設等における災害への備え」. The main content area features a large box with the text 「大阪府 社福 災害」で検索ください。 and the URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonae/index.html>. The page is divided into several sections, each with a blue header and descriptive text:

- 社会福祉施設等の概要状況の把握**
大阪府では、社会福祉施設等において、地震や風水害等の災害により物的・人的被害があった際には、事業者の皆様から所在市町村にご報告いただき、市町村を通じてご報告いただくこととしています。
[「社会福祉施設等の概要状況の把握」のページ](#)
- 社会福祉施設等における避難防災対策マニュアルの作成**
社会福祉施設等において、地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難など、社会福祉施設が作成する防災マニュアルを策定するための手引きを作成しました。
[「社会福祉施設等における避難防災計画マニュアルの作成」のページ](#)
- 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施**
高齢者、障がい(児)者、児童、医療者などが利用する社会福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を策定すること、避難訓練を実施して非常災害対策計画の内容を熟知し見直しを行うことが求められています。
[「非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施」のページ](#)
- 水防店等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施**
水防店等の一部を改正する法律が平成22年6月12日に施行され、水防店は土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内外は土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等のうち市町村避難防災計画にその名前と所在地が記載された施設に付し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。
[「水防店等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施」のページ](#)
- 津波警報を発令した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施**
津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域内の要配備者専用施設(主として高齢者、障がい者、医療者その他の中防災上の配慮を要する者が利用する施設)のうち、市町村避難防災計画にその名前と所在地が記載された施設に対して、津波の発生時ににおける円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成と避難訓練の実施が義務付けされました。
[「津波警報を発令した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施」のページ](#)
- 社会福祉施設における災害時の施設間相互応援体制のためのガイドライン**
災害時において、彼らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間での応援体制を整備しておくことを奨め、施設間の応援体制整備のための手引きである、施設間応援体制の構築について、規定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめた「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援体制のためのガイドライン」を作成しました。
[「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援体制のためのガイドライン」のページ](#)

このページの送信所欄